

下川わわわ大学生生活協同組合について

(目的)

第1条 この生活協同組合(以下「生協」といいます。)は、協同互助の精神に基づいて、組合員の生活の文化的・経済的改善向上を図ることを目的とします。

(名称)

第2条 この生協は、下川わわわ大学生生活協同組合といます。

(事業)

第3条 この生協は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行います。

- (1) 組合員の生活に必要な物資を購入(またはこれに加工し)、生産して組合員に供給する事業
- (2) 組合員の生活に有用な協同施設を設置し、組合員に利用させる事業
- (3) 組合員の生活の改善及び文化の向上を図る事業
- (4) 組合員の生活の共済を図る事業
- (5) 組合員及び職員の生協事業に関する知識の向上を図る事業
- (6) 前各号の事業に附帯する事業

第2章 組合員及び出資金

(組合員の資格)

第4条 下川わわわ大学の学生及び教職員は、この生協の組合員とすることができます。

(自由脱退)

第5条 組合員は、事業年度の末日の90日前までにこの生協に予告し、当該事業年度の終わりについて脱退することができます。

(法定脱退)

第6条 組合員は、次の事由によって脱退します。

- (1) 組合員の資格の喪失
- (2) 死亡
- (3) 除名

(除名)

第7条 この生協は、組合員が次の各号のいずれかに該当するときは、総代会の議決によって、除名することができます。

- (1) 1年間この生協の事業を利用しないとき。
- (2) 供給物資の代金又は利用料の支払いを怠り、催告を受けてもその支払いをしないとき。
- (3) この生協の事業を妨げ、又は信用を失わせる行為をしたとき。

(脱退組合員の払戻し請求権)

第8条 脱退した組合員は、その払込済出資額の払戻しをこの生協に請求できます。

(出資)

第9条 組合員は、出資1口以上を有するものとします。

2 組合員の責任は、その出資金額を限度とします。

3 出資1口の金額は、500円とし、全額一時払込みとします。

第3章 役員

(役員)

第10条 この生協に、次の役員をおきます。

- (1) 理事2人以上3人以内